1 眼の障害

	(1)	両眼が失明したとき
	(2)	1 眼が失明したとき
	(3)	1眼の矯正視力が0.6以下となったとき
	(4)	1 眼が視野狭窄(正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう)と
		なったとき
2	耳	の障害
	(1)	両耳の聴力を全く失ったとき80%
	(2)	1 耳の聴力を全く失ったとき
	(3)	1 耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき
3	鼻	の障害
	(1)	鼻の機能に著しい障害を残すとき
4	咀	しゃく、言語の障害
	(1)	咀しゃく又は言語の機能を全く廃したとき
	(2)	咀しゃく又は言語の機能に著しい障害を残すとき
	(3)	咀しゃく又は言語の機能に障害を残すとき
	(4)	歯に5本以上の欠損を生じたとき
5	外	貌(顔面・頭部・頸部をいう)の醜状
	(1)	外貌に著しい醜状を残すとき
	(2)	外貌に醜状(顔面においては直径2cmの瘢痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。)
		を残すとき
6	脊	柱の障害
	$\langle - \rangle$	
	(1)	脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき40%
	(1) (2)	脊柱に運動障害を残すとき
7	(2) (3)	脊柱に運動障害を残すとき
7	(2) (3)	脊柱に運動障害を残すとき30%脊柱に奇形を残すとき15% (手関節以上をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害 11腕又は1脚を失ったとき60%
7	(2) (3) 腕	脊柱に運動障害を残すとき30%脊柱に奇形を残すとき15%(手関節以上をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害1腕又は1脚を失ったとき1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃したとき50%
7	(2) (3) 腕 (1)	脊柱に運動障害を残すとき30%脊柱に奇形を残すとき15%(手関節以上をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害1腕又は1脚を失ったとき1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃したとき50%1腕又は1脚の3大関節中1関節の機能を全く廃したとき35%
7	(2) (3) 腕 (1) (2)	脊柱に運動障害を残すとき30%脊柱に奇形を残すとき15%(手関節以上をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害1腕又は1脚を失ったとき1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃したとき50%
	 (2) (3) fm (1) (2) (3) (4) 	脊柱に運動障害を残すとき 30% 脊柱に奇形を残すとき 15% (手関節以上をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害 1 1 腕又は1脚を失ったとき 60% 1 腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃したとき 50% 1 腕又は1脚の3大関節中1関節の機能を全く廃したとき 35% 1 腕又は1脚の機能に障害を残すとき 5% 指の障害 5%
	 (2) (3) fm (1) (2) (3) (4) 	脊柱に運動障害を残すとき30%脊柱に奇形を残すとき15%(手関節以上をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害1腕又は1脚を失ったとき1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃したとき60%1腕又は1脚の3大関節中1関節の機能を全く廃したとき35%1腕又は1脚の機能に障害を残すとき35%1腕又は1脚の機能に障害を残すとき5%指の障害1手の拇指を指関節(指節間関節)以上で失ったとき20%
	 (2) (3) 腕 (1) (2) (3) (4) 手 	脊柱に運動障害を残すとき30%脊柱に奇形を残すとき15%(手関節以上をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害11 腕又は1脚を失ったとき60%1 腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃したとき50%1 腕又は1脚の3大関節中1関節の機能を全く廃したとき35%1 腕又は1脚の機能に障害を残すとき5%指の障害1手の拇指を指関節(指節間関節)以上で失ったとき20%1 手の拇指の機能に著しい障害を残すとき15%
	(2) (3) 腕 (1) (2) (3) (4) 手 (1)	脊柱に運動障害を残すとき30%脊柱に奇形を残すとき15%(手関節以上をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害11腕又は1脚を失ったとき60%1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃したとき50%1腕又は1脚の3大関節中1関節の機能を全く廃したとき35%1腕又は1脚の機能に障害を残すとき5%指の障害1手の拇指を指関節(指節間関節)以上で失ったとき20%1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき15%拇指以外の1指を第2指関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき8%
	(2) (3) 腕 (1) (2) (3) (4) 手 (1) (2)	脊柱に運動障害を残すとき30%脊柱に奇形を残すとき15%(手関節以上をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害11 腕又は1脚を失ったとき60%1 腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃したとき50%1 腕又は1脚の3大関節中1関節の機能を全く廃したとき35%1 腕又は1脚の機能に障害を残すとき5%指の障害1手の拇指を指関節(指節間関節)以上で失ったとき20%1 手の拇指の機能に著しい障害を残すとき15%
	 (2) (3) 腕(1) (2) (3) (4) (4) (4) 	脊柱に運動障害を残すとき 30% 脊柱に奇形を残すとき 15% (手関節以上をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害 15% 1腕又は1脚を失ったとき 60% 1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃したとき 50% 1腕又は1脚の3大関節中1関節の機能を全く廃したとき 35% 1腕又は1脚の機能に障害を残すとき 5% 指の障害 1手の拇指を指関節(指節間関節)以上で失ったとき 20% 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき 15% 拇指以外の1指を第2指関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき 8% 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき 5% 指の障害 5%
8	 (2) (3) 腕(1) (2) (3) (4) (4) (4) 	脊柱に運動障害を残すとき 30% 脊柱に奇形を残すとき 15% (手関節以上をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害 1 1腕又は1脚を失ったとき 60% 1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃したとき 50% 1腕又は1脚の3大関節中1 関節の機能を全く廃したとき 35% 1腕又は1脚の機能に障害を残すとき 35% 1腕又は1脚の機能に障害を残すとき 5% 指の障害 1 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき 15% 拇指以外の1指を第2指関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき 8% 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき 5% 指の障害 1 1 足の第1足指を趾関節(指節間関節)以上で失ったとき 5% 1 多の第1 10%
8	 (2) (3) 腕 (1) (2) (3) (4) 手 (1) (2) (3) (4) 足 (1) (2) (2) 	脊柱に運動障害を残すとき 30% 脊柱に奇形を残すとき 15% (手関節以上をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害 15% 1腕又は1脚を失ったとき 60% 1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃したとき 50% 1腕又は1脚の3大関節中1関節の機能を全く廃したとき 50% 1腕又は1脚の後能に障害を残すとき 5% 指の障害 1手の拇指を指関節(指節間関節)以上で失ったとき 5% 指約時間関節)以上で失ったとき 15% 拇指以外の1指を第2指関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき 8% 指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき 5% 指の障害 1足の第1足指を趾関節(指節間関節)以上で失ったとき 10% 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき 10% 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき 8%
8	 (2) (3) (1) (2) (3) (4) (4) (2) (3) (4) (4) (1) 	脊柱に運動障害を残すとき 30% 脊柱に奇形を残すとき 15% (手関節以上をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害 15% 1腕又は1脚を失ったとき 60% 1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃したとき 50% 1腕又は1脚の3大関節中1関節の機能を全く廃したとき 35% 1腕又は1脚の3大関節中1関節の機能を全く廃したとき 35% 1腕又は1脚の機能に障害を残すとき 5% 指の障害 1手の拇指を指関節(指節間関節)以上で失ったとき 20% 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき 15% 拇指以外の1指を第2指関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき 8% 月の障害 1足の第1足指を趾関節(指節間関節)以上で失ったとき 10% 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき 8% 第1足指以外の1足指を第2趾関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき 8% 第1足指以外の1足指を第2趾関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき 5%
8	 (2) (3) 腕 (1) (2) (3) (4) 手 (1) (2) (3) (4) 足 (4) (4) (5) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (8) (9) (9)<th>脊柱に運動障害を残すとき 30% 脊柱に奇形を残すとき 15% (手関節以上をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害 15% 1腕又は1脚を失ったとき 60% 1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃したとき 50% 1腕又は1脚の3大関節中1関節の機能を全く廃したとき 50% 1腕又は1脚の機能に障害を残すとき 5% 指の障害 1手の拇指を指関節(指節間関節)以上で失ったとき 20% 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき 15% 拇指以外の1指を第2指関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき 8% 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき 5% 指の障害 1足の第1足指を趾関節(指節間関節)以上で失ったとき 10% 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき 10% 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき 8%</th>	脊柱に運動障害を残すとき 30% 脊柱に奇形を残すとき 15% (手関節以上をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害 15% 1腕又は1脚を失ったとき 60% 1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃したとき 50% 1腕又は1脚の3大関節中1関節の機能を全く廃したとき 50% 1腕又は1脚の機能に障害を残すとき 5% 指の障害 1手の拇指を指関節(指節間関節)以上で失ったとき 20% 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき 15% 拇指以外の1指を第2指関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき 8% 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき 5% 指の障害 1足の第1足指を趾関節(指節間関節)以上で失ったとき 10% 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき 10% 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき 8%

注 第7項から第9項までの規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。

手術補償金区分表

		対象となる手術	倍	率
1	皮屑	青、皮下組織の手術(単なる皮膚縫合は除く)		
	(1)	植皮術(25㎝未満は除き、瘢痕拘縮形成術を含む)	$\cdots 2$	0
2		腱、腱鞘の手術		
	(1)	筋、腱、腱鞘の観血手術	1	0
3	四周	支関節、靭帯の手術(抜釘術を除く)		
	(1)	四肢関節観血手術、靭帯観血手術	1	0
4		技骨の手術(抜釘術を除く)		
	(1)	四肢骨観血手術	1	0
	(2)	骨移植術(四肢骨以外の骨を含む)	$\cdots 2$	0
5	四月	伎切断、離断、再接合の手術		
	(1)	手指、足指を含む四肢切断術、離断術(骨、関節の離断に伴うもの)	$\cdots 2$	0
	(2)	手指、足指を含む切断四肢再接合術、(骨、関節の離断に伴うもの)	$\cdots 2$	0
6	手短	この手術 しんしょう しんしょ しんしょ		
	(1)	指移植手術	$\cdots 4$	0
7	鎖愇	骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術	··· 1	0
8	背框	主、骨盤の手術(頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含む)		
	(1)	背柱、骨盤の観血手術	$\cdots 2$	0
9	頭蓋	蓋、脳の手術		
	(1)	頭蓋骨観血手術(鼻骨、鼻中隔を除く)	$\cdots 2$	0
	(2)	頭蓋内観血手術(穿頭術を含む)	$\cdots 4$	0
1	0 脊	髄、神経の手術		
	(1)	神経観血手術(形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術)	$\cdots 2$	0
	(2)	脊髄硬膜内外観血手術	$\cdots 4$	0
1	1 涙	嚢、涙管の手術		
	(1)	涙嚢摘出術	1	0
	(2)	涙囊鼻腔吻合術	… 1	0
	(3)	涙小管形成術	··· 1	0
1	2 眼	 瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術		
	(1)	眼瞼下垂症手術	··· 1	0
	(2)	結膜囊形成術	··· 1	0
	(3)	眼窩ブローアウト(吹抜け)骨折手術	$\cdots 2$	0
	(4)	眼窩骨折観血手術	$\cdots 2$	0
	(5)	眼窩内異物除去術	1	0
1	3 眼	球・眼筋の手術		
	(1)	眼球内異物摘出術		
	(2)	レーザー・冷凍凝固による眼球手術		
	(3)	眼球摘出術	$\cdots 4$	0

(4)	1 眼球適除及び組織又は義眼台充填術	4 0
(5)	● 眼筋移植術	2 0
14	角膜・強膜の手術	
(1)		
(2)	· 強角膜瘻孔閉鎖術 ······	1 0
(3)	9 強膜移植術	2 0
15	ぶどう膜・眼房の手術	
(1)		
(2)	□ 虹彩癒着剥離術	1 0
(3)) 緑内障(レーザーによる虹彩切除術は13.(2)に該当する)	2 0
16	網膜の手術	
(1)		
(2)		
(3)	網膜冷凍凝固術	2 0
17	水晶体、硝子体の手術	
(1)) 白内障・水晶体観血手術	2 0
(2)) 硝子体観血手術	2 0
(3)) 硝子体異物除去術	2 0
18	外耳、中耳、内耳の手術	
(1)		
(2)		
(3)) 中耳根本手術	2 0
(4)) 内耳観血手術 ······	2 0
19	鼻・副鼻腔の手術	
(1)) 鼻骨観血手術(鼻中隔弯曲症手術を除く)	1 0
(2)	副鼻腔観血手術	2 0
20	咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術	
(1)		
(2)	9 喉頭形成術、気管形成術	2 0
21		
(1)	● 甲状腺、副甲状腺の手術	2 0
22	顔面骨、顎関節の手術	
(1)	頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものは除く)	2 0
23	胸部、食道、横隔膜の手術	
(1)		
(2)		
(3)) 胸腔ドレナージ(持続的なドレナージをいう)	1 0
24	心、脈管の手術	
(1)		
(2)		
(3)	9 開心術	4 0
(4)	● その他開胸術を伴うもの	4 0

25 腹部の手術

(1)	開腹術を伴うもの	4 0
26	尿	路系、副腎、男子性器、女子性器の手術	
(1)	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く)	4 0
(2)	尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く)	2 0
(3)	尿瘻閉鎖観血手術(経尿的操作は除く)	2 0
(4)	陰茎切断術	4 0
(5)	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	2 0
(6)	卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術(人工妊娠中絶術、経膣操作を除く)	2 0
(7)	膣腸瘻閉鎖術	
(8)	造膣術	2 0
(9)	膣壁形成術	
(10)	副腎摘出術	4 0
(11) ·	その他開腹術を伴うもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 0
27	F	記以外の手術	
(1)	上記以外の開頭術・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)	上記以外の開胸術・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3)	上記以外の開腹術・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4)	上記以外の開心術・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 0
(5)	ファイバースコープ又は血管・バスケットカテーテルによる脳・咽頭・喉頭	
		 ・胸・腹部臓器手術(検査、処置は除く)	1 0

(注) 上表の「手術」とは、医師が治療を直接の目的として、メスなどの器具を用いて 患部又は必要部位に切除、摘出などの処置を施すことをいいます。